

東 金 市

子ども・子育て支援事業計画

【第2期】令和2年度～6年度

令和2年3月

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨と位置づけ..... 1
- 2 計画期間..... 1

第2章 東金市の子ども・子育てを取り巻く環境

- 1 人口や子どものいる世帯の推移等..... 2
- 2 東金市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果概要..... 6

第3章 施策の展開

- 1 子ども・子育て支援サービスの全体像..... 10
- 2 教育・保育提供区域の設定..... 11
- 3 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期..... 11
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容..... 14
- 5 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容..... 21
- 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容..... 23

第4章 計画の推進

- 1 推進体制..... 24

資 料 編

- 1 東金市子ども・子育て会議条例..... 25
- 2 東金市子ども・子育て会議委員名簿..... 27
- 3 策定経過..... 28
- 4 前計画期間の教育・保育施設の利用状況..... 29

【元号の表記について】

- ・元号が変更される前の2019年4月は「平成31年4月」と、変更後の2019年5月は「令和元年5月」と表記します。
- ・2019年度は令和元年度と統一して表記します。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と位置づけ

子ども・子育て支援法第60条に基づいて国が策定した「基本指針」の中で、子ども・子育て支援とは「保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと」とされています。

近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、厳しい経済状況を背景とした共働き世帯の増加等により家庭や地域の子育ての力が縮小するなか、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業が、子ども・子育て支援について果たすべき役割が相対的に大きくなっています。

「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、「毎年度」の「区域ごと」の「教育・保育サービスの利用量（定員総数等）」を定めた、「教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業についての需給計画」と位置づけられます。また、「次世代育成支援行動計画」の性格を併せ持つ子どもの育ち・子育て支援の計画として、「東金市地域福祉計画」等の関連計画とも整合を図りながら取り組んでいくこととなります。

東金市のまちづくりの基本指針である「東金市総合計画」は、現在、令和3年度から始まる次期計画の策定作業を進めている状況です。子ども・子育て施策の分野は、この次期計画の中でも主要な柱の一つを構成するものであり、市民の声を活かしながら策定が進められます。「第2期東金市子ども・子育て支援事業計画」は、この次期計画に位置付けられる施策との整合性を確保する必要があるため、子ども・子育て施策については、今後の改定を前提にここでは最小限の記載に留めることとします。

2 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

●計画期間●

平成17～26年度	平成27～令和元年度	令和2～6年度
東金市次世代育成支援行動計画（前期・後期）	（第1期）東金市子ども・子育て支援事業計画	第2期東金市子ども・子育て支援事業計画（本計画）

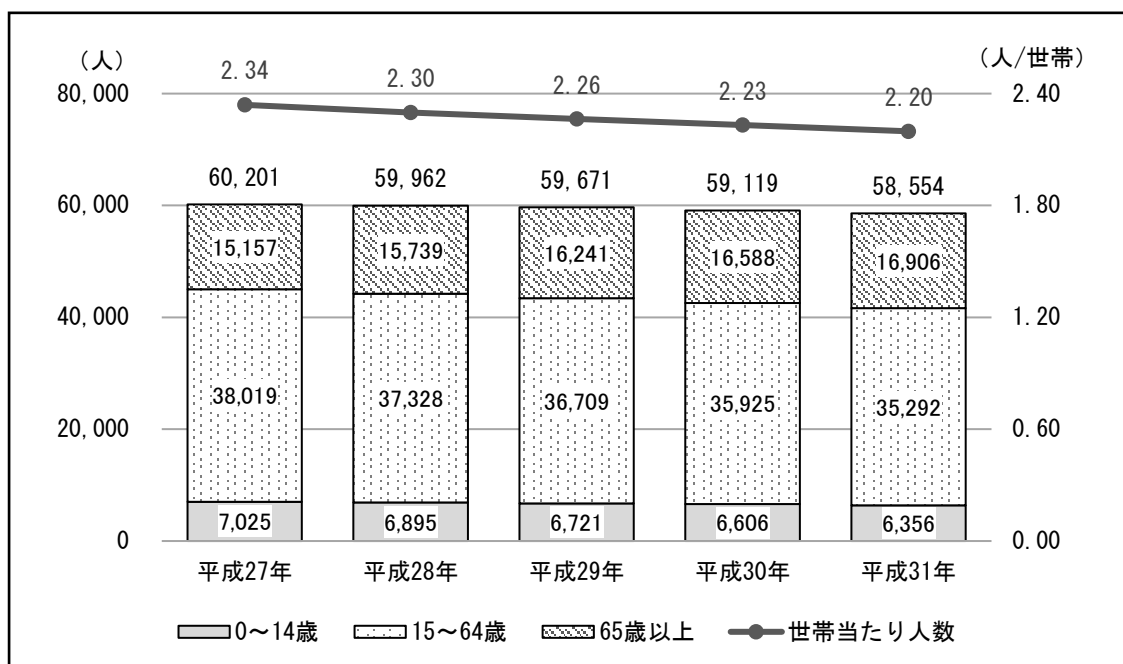
第2章 東金市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口や子どものいる世帯の推移等

(1) 人口の推移

東金市の人口は、ここ5年間一貫して減少し、平成31年4月には58,554人となっています。この値は、国立社会保障・人口問題研究所が「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」で示した令和2年10月の東金市の推計人口58,932人をすでに割り込んでいます。年齢階層別にみると、0～14歳人口はこの5年間で9.5%減少し、この前の5年間（平成22～26年）の減少率（7.6%）を上回るペースで減少しています。生産年齢人口にあたる15～64歳人口も減少傾向で推移し、同様に比較すると平成22～26年の減少率1.6%に対し、この5年間の減少率は7.2%であり、減少幅が大幅に拡大しています。一方、65歳以上人口は11.5%増加しています。人口構成比で見ても28.9%となり、4人に1人となった平成27年からさらにその比率を高めています。

●人口の推移（各年4月1日現在）●



(単位：%)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
65歳以上	25.2	26.2	27.2	28.1	28.9
15～64歳	63.2	62.3	61.5	60.8	60.3
0～14歳	11.7	11.5	11.3	11.2	10.9

資料：千葉県年齢別・町丁字別人口

●母の年齢（5歳階級）別にみた出生数（全国）●

（単位：人）

母の年齢	出生数			
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総数	1,005,677	976,978	946,065	918,397
19歳以下	11,929	11,095	9,898	8,777
20～24歳	84,461	82,169	79,264	77,021
25～29歳	262,256	250,639	240,933	233,754
30～34歳	364,870	354,911	345,419	334,906
35～39歳	228,293	223,287	216,938	211,020
40～44歳	52,558	53,474	52,101	51,258
45歳以上	1,308	1,401	1,512	1,659
25～39歳の割合(%)	85.1	84.8	84.9	84.9

※総数には母の年齢不詳を含む。

資料：厚生労働省 平成30年人口動態統計月報年計(概数)の概況

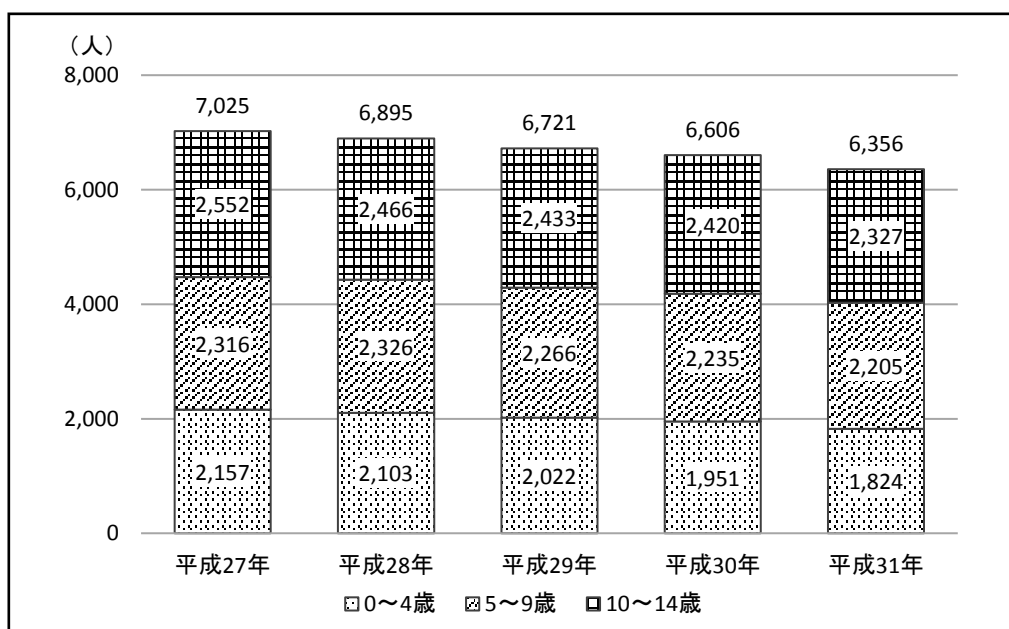
なお、政府統計により全国の母の出産年齢を見ると、25～39歳の女性が全体の約85%を占めています。先ほど、東金市の15～64歳人口がこの5年間で大きく減少していると述べましたが、このうち25～39歳の女性人口の推移を見ると、4,832人から4,293人へ、減少率11.2%と大きく減少しています。本市の出生数の減少、人口の減少との関連性について検証を行う必要があると考えます。

(2) 年少人口の推移と出生数

0～14歳の年少人口は、(1)で見たとおり平成27年の7,025人から平成31年の6,356人と5年間で669人・9.5%減少しています。5歳階級別の内訳をみると、0～4歳の人口が5年間で333人・15.4%の減、5～9歳は111人・4.8%の減、10～14歳は225人・8.8%の減となっています。0～4歳がひときわ大きく減少していますが、これは東金市の小学校の平均児童数(過小規模校である源小学校を除いた8校の平均。令和元年5月時点)が約327人であることを考え合わせると、この5年間で、この年齢階級だけで小学校1校分の子どもが減少したことになります。

年少人口の減少に直接的な影響を与える出生数の状況を見ると、平成30年度は314人となっており、前年度より60人以上減少しています。平成26年度の425人と比較すると、約4分の3にまで激減しています。

●年齢区分別年少人口(各年4月1日現在)●



資料:千葉県年齢別・町丁字別人口

●出生数(各年度累計)●

(単位:人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
合計	425	398	352	380	314

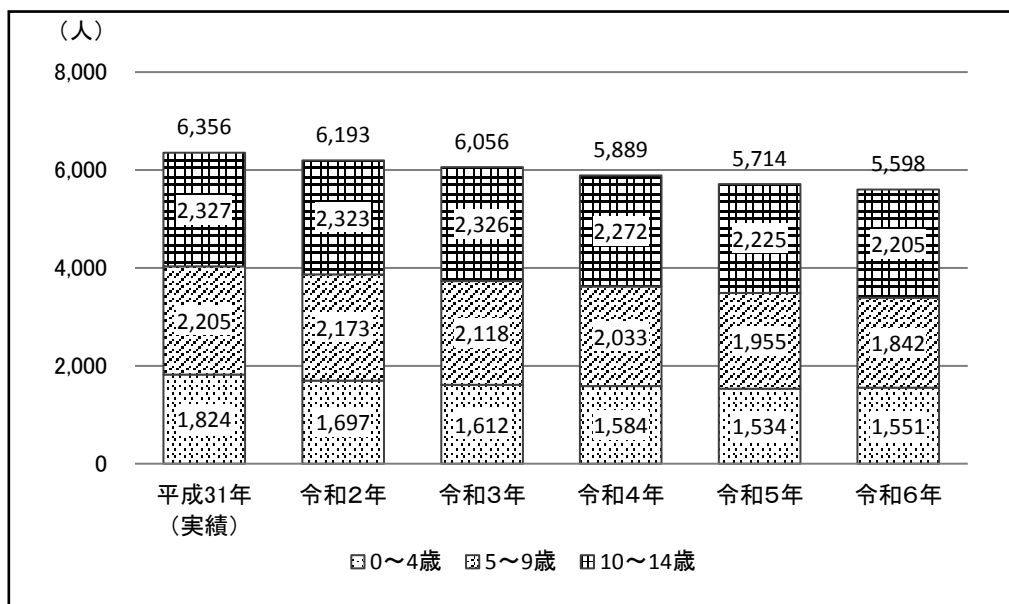
資料:千葉県毎月常住人口調査月報

(3) 年少人口の推計

第2期東金市子ども・子育て支援事業計画の計画期間内における0～14歳の年少人口の推計については、令和2年時点の6,193人から令和6年時点の5,598人となり、595人減少するという見込みを立てています。5歳階級別の内訳をみると、0～4歳の人口が5年間で273人・15.0%の減、5～9歳は363人・16.5%の減、10～14歳は122人・5.2%の減となっています。

前頁で平成30年度の出生数が大きく減少したことを示しましたが、令和元年度の出生数はそれをさらに下回って300人程度と見込んでいます。これを踏まえて、出生数（0歳児）の推計にあたっては、この年間300人程度、またはそれを下回る人数で推移するとの見込みを基調としたうえで、教育・保育施設の提供体制の確保を図ることや、子ども・子育て支援施策の一層の充実によって、緩やかに増加させていくことを目指したものになっています。

●計画期間の0～14歳の推計人口（各年4月1日現在）●



●0～5歳の推計人口の内訳●

（単位：人）

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
推計	令和2年	300	305	366	337	389	429	2,126
	令和3年	305	303	303	362	339	392	2,004
	令和4年	310	308	301	300	365	342	1,926
	令和5年	315	313	306	298	302	368	1,902
	令和6年	320	318	311	302	300	304	1,855

2 東金市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果概要

(1) 調査の概要

① 調査の目的

この調査は、東金市子ども・子育て支援事業計画で確保を図るべき、「教育・保育・子育て支援」の「量の見込み」について、子育て家庭等の利用意向等を踏まえて算出するために、市民の皆さんの「教育・保育・子育て支援」に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的として実施しました。

② 調査対象と方法・期間

調査対象は下記の通りとし、調査票は郵送により配布・回収しました（ただし、市立幼稚園・保育所在籍児童の保護者については、各施設を通じて配布・回収）。

調査は、平成30年11月16日から12月3日の期間に実施しました。

調査種類	対 象
就学前児童保護者	平成24年4月2日～平成30年10月1日の間に生まれたお子さんのいる全世帯(1,916人)。 ※ただし、兄弟姉妹がいる場合には、その末子についてのみを回答。
小学生保護者	小学1年生から3年生のお子さんのいる全世帯のうち600人を住民基本台帳から抽出。
市 民	平成30年11月1日現在、市内に在住する22歳から29歳の方のうち、1,000人を住民基本台帳から抽出。

③ 配布回収結果

調査種類	対象者数（人）	有効回収数（人）	有効回収率（％）
就学前児童保護者	1,916	1,062	55.4
小学生保護者	600	260	43.3
市 民	1,000	137	13.7

(2) 主な調査結果

① 子どもをみてもらえる親族等（就学前児童・小学生）

就学前児童保護者、小学生保護者ともに「緊急時等は親族にみてもらえる」が最も高く、次いで「日常的に親族にみてもらえる」が高くなっています。

平成26年度と平成30年度との比較で見ると、就学前児童保護者の回答において「日常的に親族にみてもらえる」を選択した人が約6ポイント減少しています。小学生保護者の回答では、緊急時に親族や友人等に子どもをみてもらえるとの回答が増えています。みてる親族・知人がいないという回答については大きな変化はありませんでした。

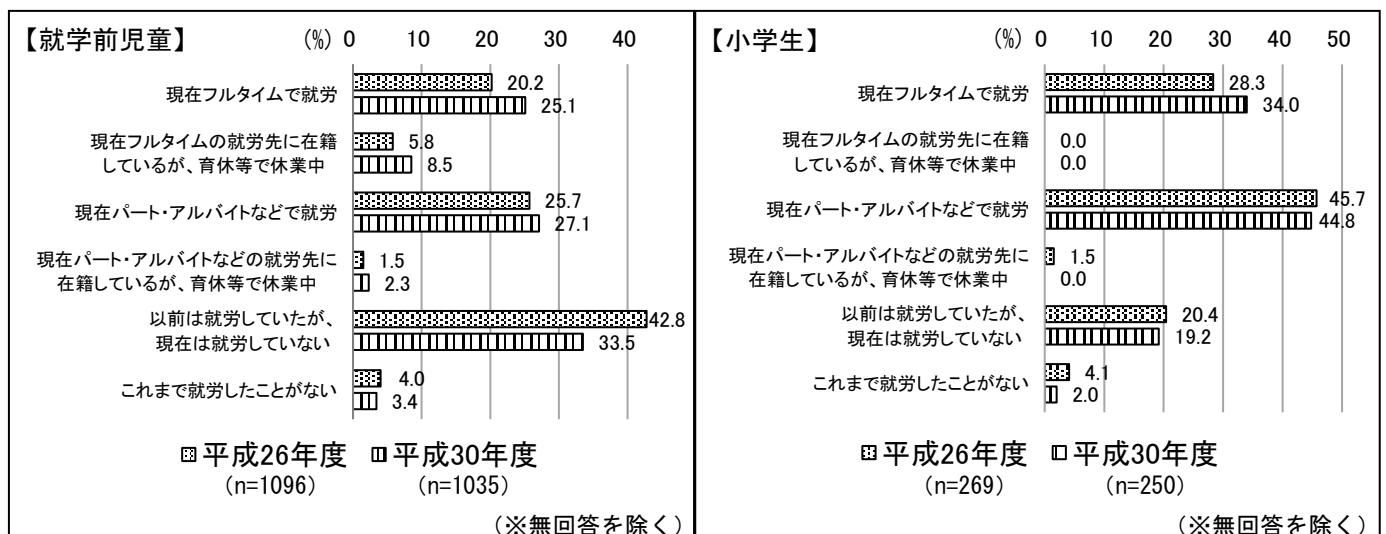
【就学前児童】子どもをみてもらえる親族・知人								※複数回答
		全 体	日常的に 親族にみて もらえる	緊急時や 用事の際は 親族にみて もらえる	日常的に 友人・知人に みてもらえる	緊急時や 用事の際に 友人・知人に みてもらえる	いずれも いない	無回答
平 成 26年度	(回答数)	1,143	431	667	20	135	106	8
	(%)	100	37.7	58.4	1.7	11.8	9.3	0.7
平 成 30年度	(回答数)	1,062	333	646	16	105	116	2
	(%)	100	31.4	60.8	1.5	9.9	10.9	0.2

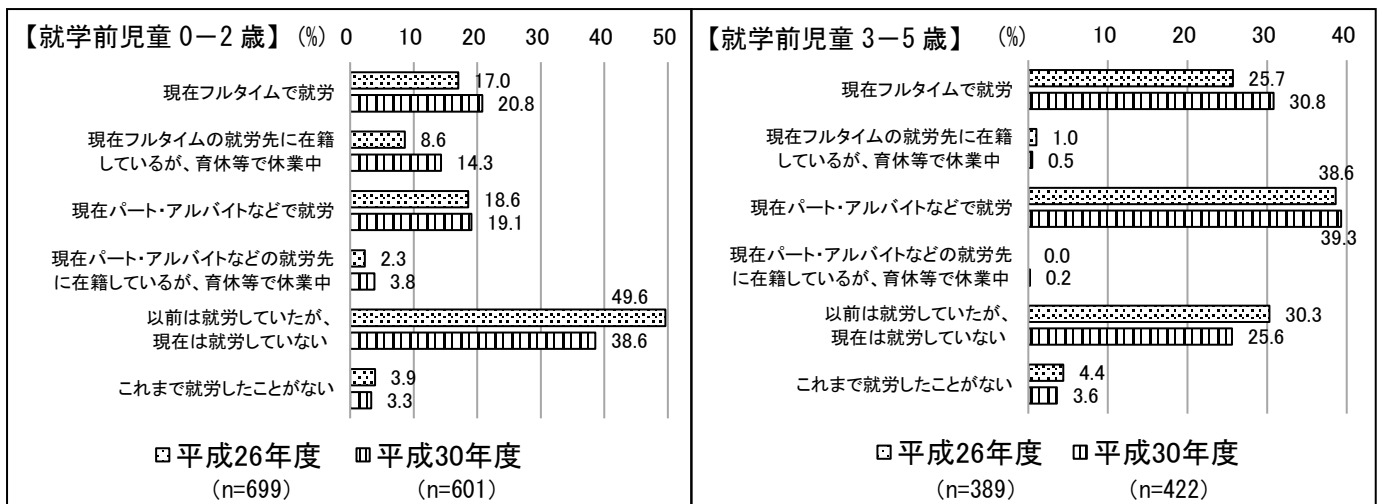
【小学生】子どもをみてもらえる親族・知人								※複数回答
		全 体	日常的に 親族にみて もらえる	緊急時や 用事の際は 親族にみて もらえる	日常的に 友人・知人に みてもらえる	緊急時や 用事の際に 友人・知人に みてもらえる	いずれも いない	無回答
平 成 26年度	(回答数)	284	101	146	9	49	37	5
	(%)	100	35.6	51.4	3.2	17.3	13.0	1.8
平 成 30年度	(回答数)	260	88	146	6	61	27	0
	(%)	100	33.8	56.2	2.3	23.5	10.4	0.0

② 母親の就労状況（就学前児童・小学生）

母親の就労状況を平成26年度調査と比較してみると、就学前児童全体では就労している人の割合が増加し、（以前は就労していたが）現在は就労していない人の割合が減少しています。小学生（1～3年生）についても、フルタイムの就労者が増加しています。

就学前児童を年齢別にみると、子どもの年齢が0～2歳では（以前は就労していたが）現在は就労していない人の割合が10ポイント以上減少し、育休等で休業している人の割合が増えています。子どもの年齢が3歳以上になるとパート等を含めた就労している人の割合が多くなる状況は平成26年度調査と同様です。全体として、出産・育児のためにフルタイムの就労先を退職する母親が減少し、育休等を活用して仕事を継続する傾向が強まっていることが窺えます。

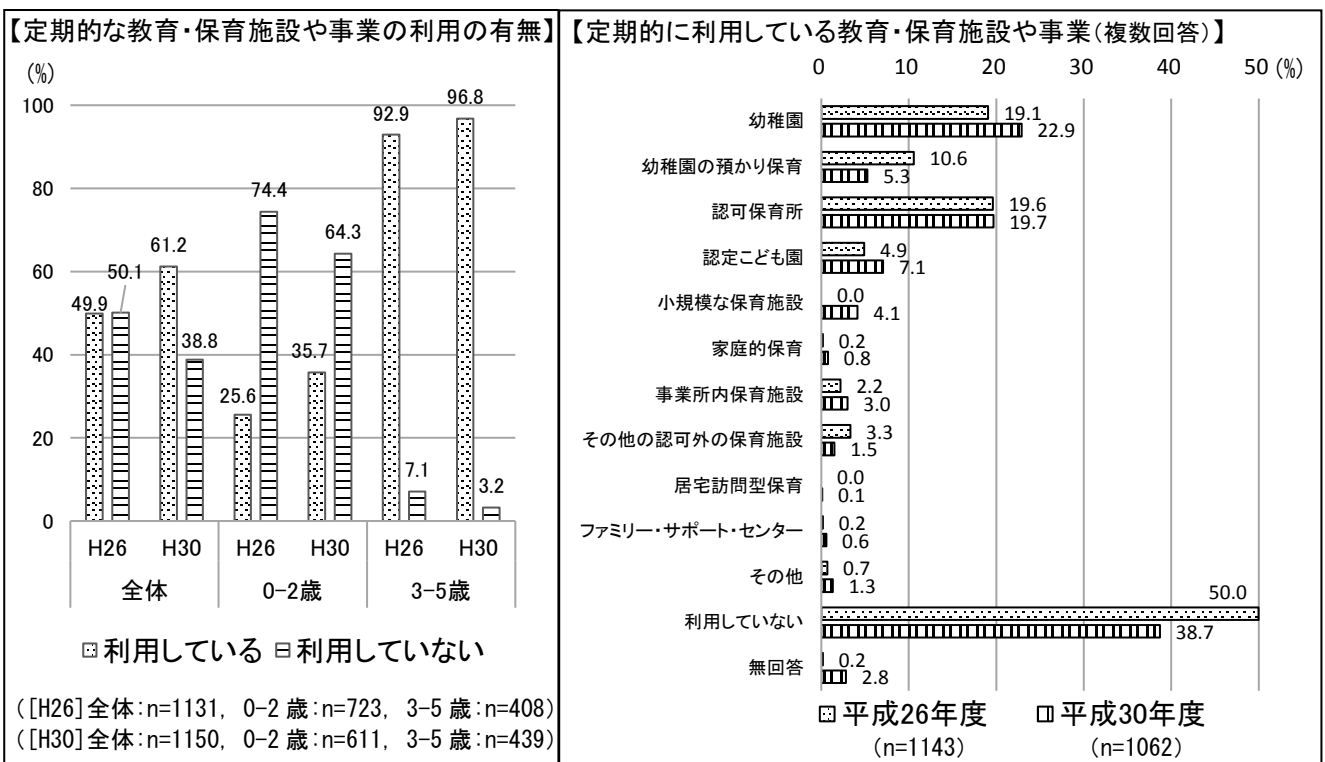


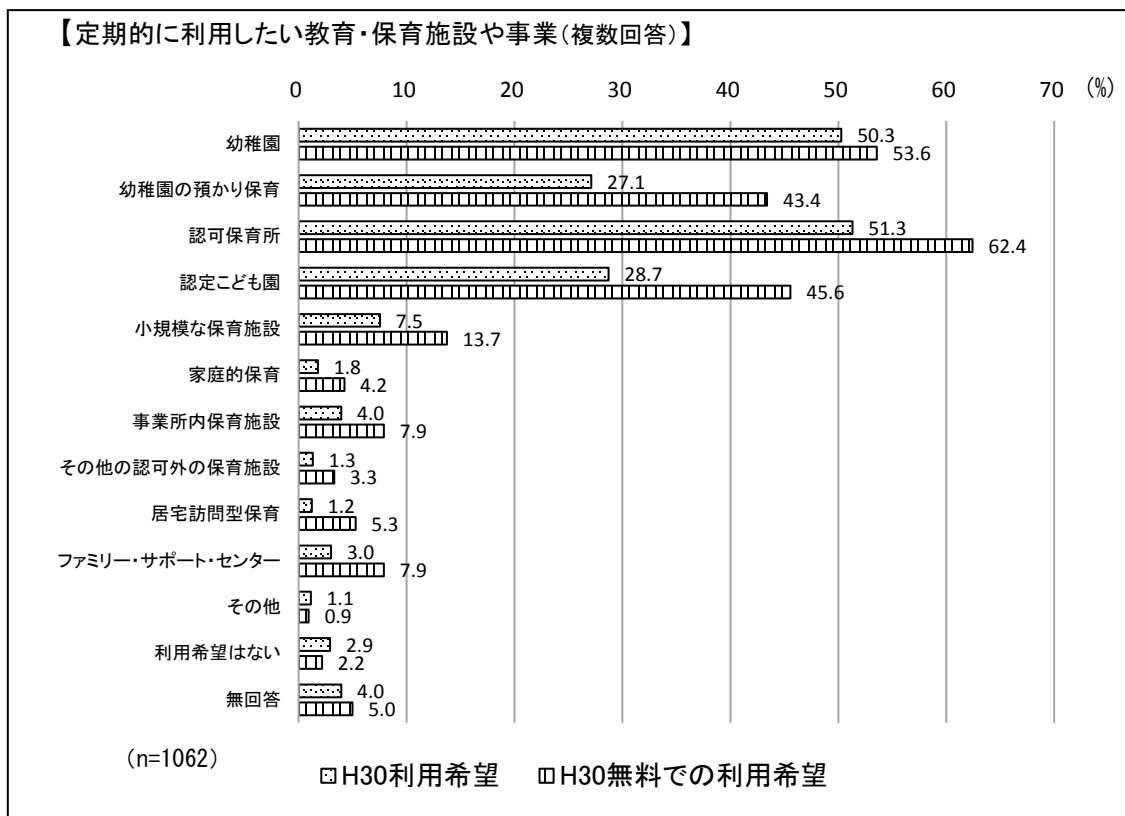


③ 定期的な教育・保育施設や事業の利用状況（就学前児童）

現在、定期的に教育・保育施設や事業を利用している人は、子どもの年齢が0～2歳ではやや少ないものの、3～5歳になると大半の人が利用している状況にあります。平成26年度と比較すると0～2歳の利用している人の割合が増えたことにより、全体的に利用している人の割合が増加しています。定期的に利用している施設や事業の種類としては、多い順に幼稚園、認可保育所、認定こども園となっています。

今後定期的に利用したい施設や事業については、幼稚園、認可保育所の回答が50%を超え、次いで幼稚園の預かり保育、認定こども園が高くなっています。令和元年からの幼児教育・保育の無償化を踏まえて無料での利用希望を訪ねた結果、認可保育所、認定こども園、幼稚園の預かり保育の希望が大きく増えています。無償化制度の浸透によりこれらの施設や事業の利用希望が増えることが予想されます。

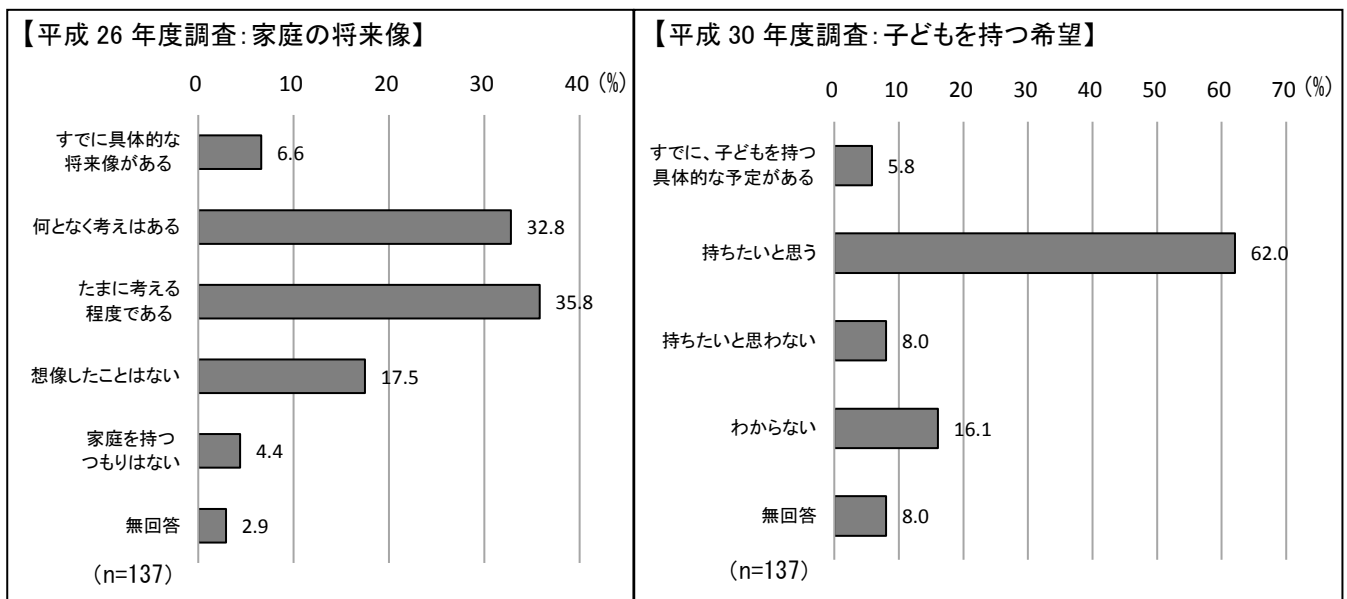




④ 家庭の将来像・子どもを持つ希望(市民)

質問の内容が異なりますが、平成26年度調査では、家庭の将来像について、「たまに考える程度である」、「何となく考えはある」としている人が多く、そのうち30代前半までに子どもをもちたいとしている人が7割弱となっています。

平成30年度調査では子どもを持つ希望の有無について尋ねており、7割弱の人が将来的に子どもを持ちたいと考えているという結果となっています。



第3章 施策の展開

1 子ども・子育て支援サービスの全体像

現在の子育て支援関係のサービスの体系的な全体像を以下に示します。東金市ではこれらの事業を組み合わせながら、子育て支援策を展開しています。

なお、子ども・子育て支援法におけるサービスは、大きくは「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分されます。

根拠法等	給付の区分		事業名等	成長過程の関連性									
				妊婦	誕生期	乳児期	幼児期	小学校低学年	小学校高学年	中学生			
子ども・子育て支援法	教育・保育給付 子どものための	施設型給付	1. 幼稚園				↔						
			2. 認可保育所			↔							
			3. 認定こども園			↔							
		地域型保育給付	4. 小規模保育			↔							
			5. 家庭的保育			↔							
			6. 居宅訪問型保育			↔							
			7. 事業所内保育			↔							
	地域子ども・子育て支援事業	1. 利用者支援に関する事業											↔
		2. 時間外保育事業(延長保育事業)				↔							
		3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業				↔							
		4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業				↔							
		5. 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)							↔				
		6. 子育て短期支援事業											↔
7. 乳児家庭全戸訪問事業							↔						
8. 養育支援訪問事業等												↔	
9. 地域子育て支援拠点事業							↔						
10. 一時預かり事業							↔						
11. 病児(病後児)保育事業												↔	
12. ファミリー・サポート・センター事業												↔	
13. 妊婦健診												↔	

注) <----> は一定の要件が伴うものを表します。

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て新制度においては、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定が必要となっています。（子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項）

東金市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案し、前計画のまま市内全域を 1 区域と設定します。

3 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

（1）各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育施設の現在の利用状況及びニーズ調査から得られた利用希望、計画期間の児童推計数等により、教育・保育施設の利用定員等の見込み量と確保の内容を示します。

認定区分について

教育・保育施設等を利用するためには、東金市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定は子どもの年齢と「保育の必要性」の有無によって 3 つに区分され、区分に応じて利用できる施設や事業が異なります。

※下記の 2 号認定の[教育ニーズ]と[保育ニーズ]との区分は、量の見込みを算出するにあたっての便宜上の区分であり、実際の 2 号認定は 1 つの区分になります。

■ 1 号認定・・・（幼稚園・認定こども園の利用）

満 3 歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども。

■ 2 号認定[教育ニーズ]・・・（幼稚園・認定こども園の利用）

満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち、幼稚園の利用希望が強いもの。

■ 2 号認定[保育ニーズ]・・・（認可保育所・認定こども園の利用）

満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち、今後、認定こども園、保育所等を利用したいとするもの。（保育を必要とする子ども）。

■ 3 号認定・・・（主に認可保育所・認定こども園・小規模保育の利用）

満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）。

●量の見込みと確保の内容●

(単位：人)

年度	年齢	認定区分	① 量の見込み	② 確保の内容	需給体制 (②-①)	
令和元年度 (実績値)	3～5歳	1号認定	692	1,192	500	
		2号認定				教育ニーズ
	保育ニーズ		419	519	100	
	0～2歳	3号認定	0歳	81	71	△10
			1～2歳	276	328	52
合計			357	399	42	
令和2年度	3～5歳	1号認定	645	1,207	562	
		2号認定				教育ニーズ
	保育ニーズ		404	510	106	
	0～2歳	3号認定	0歳	83	68	△15
			1～2歳	265	325	60
合計			348	393	45	
令和3年度	3～5歳	1号認定	606	1,137	531	
		2号認定				教育ニーズ
	保育ニーズ		391	510	119	
	0～2歳	3号認定	0歳	87	68	△19
			1～2歳	243	325	82
合計			330	393	63	
令和4年度	3～5歳	1号認定	554	1,051	497	
		2号認定				教育ニーズ
	保育ニーズ		369	556	187	
	0～2歳	3号認定	0歳	90	72	△18
			1～2歳	248	340	92
合計			338	412	74	
令和5年度	3～5歳	1号認定	529	1,081	552	
		2号認定				教育ニーズ
	保育ニーズ		363	526	163	
	0～2歳	3号認定	0歳	94	72	△22
			1～2歳	256	340	84
合計			350	412	62	
令和6年度	3～5歳	1号認定	491	1,081	590	
		2号認定				教育ニーズ
	保育ニーズ		347	526	179	
	0～2歳	3号認定	0歳	98	98	0
			1～2歳	264	340	76
合計			362	438	76	

※令和元年度実績値は令和元年12月時点。待機・潜在待機児童を加味して算定。

(2) 教育・保育サービス提供体制の確保

第2章で触れたとおり、東金市の子ども数は大きく減少しています。子どもの数の減少は、当然、その利用する施設に対するニーズの低下をもたらします。

しかし、ニーズ調査でもフルタイムでの就労を続ける女性が増える傾向が見られることや、幼児教育・保育の無償化制度が浸透していくことにより、保育ニーズについては今後も高まることが想定されます。現状においても、育休からの復帰により年度の途中であっても入所希望者が出る0・1歳児では、施設を利用したいのに利用できない、利用したい施設を利用できないまま待機を余儀なくされている方が存在する状況です。

前頁の「量の見込みと確保の内容」の中では、令和5年度まで0歳児に対する供給体制を確保できていませんが、事業者の意向を踏まえることを前提としながら、連携施設の課題を抱える小規模保育事業所の認可保育所への転換を後押しすることで3～5歳児の定員を民間へと振り替えつつ、他の認可保育所及び認定こども園の定員を見直すことで3～5歳児の定員を0歳児の定員に振り替えることにより、0歳児の受け入れ態勢を確保していくことを目指します。

また、保育ニーズに係る子どもについて、全国的な保育士不足によりその採用が難しくなっていることや、障がいを持つ子ども又はいわゆる「気になる子」への対応のために保育士の加配を行う必要性が高まっていることもあり、定員どおりの人数を受け入れることができていない状態が続いています。これまで以上に保育士の確保に尽力することで、提供体制の確保を図ります。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容

(1) 利用者支援に関する事業

子ども及び保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や、地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるように情報提供及び必要に応じて相談、助言等の援助を行う事業です。東金市では、平成30年4月に「子育て世代包括支援センター」を開設しました。基本型を実施する子育て支援課に子育て支援コーディネーターを配置し、母子保健型を実施する健康増進課の地区担当保健師と連携しながら、「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」を確保します。

また、外国籍の子ども等が増加していることから、多言語対応のための翻訳タブレットを導入し、外国につながる子どもとその保護者の支援を図ります。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間により、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。利用見込み量を供給量が上回っており、供給体制は確保できています。

ニーズ調査の結果からは、フルタイムの仕事続ける母親が増える傾向が見られ、今後も一定の需要があると考えられますが、無償化により保育標準時間認定（18時30分までの利用が可能な認定）の利用者の増加が見込まれるため、現状の維持を基本としながら今後の利用状況の推移に合わせて供給体制を検討していきます。

(単位：人)

1日あたり 利用人数	平成30年度 (実績値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	266	250	250	250	250	250
供給量	362	362	362	362	362	362

※左端の実績値については、令和元年度の数値が策定時点で未確定のため、平成30年度の数値を挙げています。これ以降の表も同様です（(3)実費徴収に係る補足給付を行う事業を除く）。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である世帯の子どもが利用する特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

また、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴って本事業の見直しがなされ、世帯収入その他の事情を勘案して市が定めた基準に該当する保護者が新制度未移行幼稚園に対して支払うべき給食費の一部（副食費）についても助成の対象になりました。

これを受けて東金市では、新制度未移行幼稚園に通う子どもの保護者を対象とした副食費の補足給付を始めており、今後も継続的に実施する予定です。

なお、新制度に移行する幼稚園があることから、助成対象者は令和元年度の実績見込み値より減少する見込みです。

(単位：人)

補足給付対象者	令和元年度 (実績見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	13	10	10	10	10	10

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業への多様な事業者の新規参入の支援等を行うことで、教育・保育等の提供体制の確保を図るための事業です。従前から事業の開始や実施にあたっての相談・助言等の対応を行っているところですが、今後も多様な事業者の能力の活用を図るため、引き続き事業者のニーズに応じた相談・助言等の支援を行います。

(5) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

小学校に就学している児童で保護者が労働等により昼間在宅していない者に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現在、公設の学童クラブを14ヶ所設置しており、小学1年生から小学6年生までの全学年を対象に本事業を実施しています。

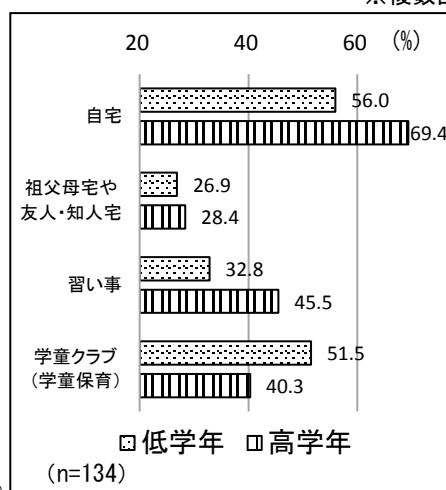
ニーズ調査の結果によると、就学前児童の保護者が考える小学生になってからの放課後の過ごし方として、学童クラブを選択する割合は、低学年で50%を超え、高学年でも40%になっており、高いニーズが窺えます。

実際、小学校に在籍する児童数が少しずつ減少する中でも利用者数は増加しています。

全体的には、利用見込み量に対する供給量（定員数）には余裕がありますが、今年度当初の平成31年4月時点では城西小学童クラブ、福岡小学童クラブで待機児童が発生しており、地域的な偏りが見られます。小学校の余裕教室の確保等の課題があり、短期的に定員を増加させるのは難しい状況です。

また、学童クラブの運営にあたる職員の確保も大きな課題となっており、今後も本事業を継続的・安定的に運営するために、民営化も視野に入れた検討も必要になっています。

【小学生になってからの放課後の過ごし方】
※複数回答



(単位：人)

利 用 実人数	平成30年度 (実績値)		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
量の見込み	366	91	372	121	379	117	376	121	371	122	374	123
合 計	457		493		496		497		493		497	
供 給 量	568		568		568		568		568		568	

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力により緊急に一時保護する場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護する短期入所生活支援（ショートステイ）事業と、保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護する夜間養護等（トワイライトステイ）事業です。

市内に該当施設は無いことから、保護等が必要な児童あるいは母子に対しては、その状況を適切に把握した上で、児童相談所や県女性サポートセンターとも連携して、短期一時保護等による支援を引き続き行います。

なお、夜間養護等事業については、ファミリー・サポート・センター事業を援用することで、夜間（22時まで）及び土曜・休日に児童の養育が困難となる家庭の支援を行っており、本計画期間内においても引き続き実施していきます。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握をする事業です。今後も継続して全ての家庭を訪問できるよう、取り組んでいきます。

(単位：人)

訪問件数	平成30年度 (実績値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	280	300	305	310	315	320

(8) 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

様々な支援・見守りが必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

東金市では、平成29年4月から養育支援訪問事業を開始し、東金市要保護児童対策地域協議会と連携しながら必要な支援を確保しています。今後もこの体制を維持し、継続的に支援を実施していきます。

(9) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助を行う事業です。東金市ではユニヴァーサル雙葉学園の子育て支援センター「ぼかぼか」や、東金市児童館の「のびのびハウス」において本事業に取り組んでいます。子育ての不安の軽減や仲間づくり、相談の場として子育て中の親子に利用されており、今後も引き続き実施し、利用を促進します。

他にも令和2年度に開園する福岡こども園の子育て支援事業をはじめ、市立幼稚園・保育所においても園庭開放・子育て相談等を実施し、地域の子育て家庭に対し、交流の場や子育て情報の提供を行って、子育ての不安の軽減や仲間づくりを促進します。

(単位：人)

年間延べ 利用人数	平成30年度 (実績値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	13,885	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
供給量	15,100	15,100	15,100	15,100	15,100	15,100

(10) 一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間に、教育・保育施設等において、一時的に預かり必要な保護をする事業です。施設に在籍していない子どもを対象とする一般型、幼稚園等に在籍する子どもを教育時間の前後や長期休業日にその施設で預かる幼稚園型、利用児童数が定員に満たない場合にその範囲内で子どもを預かる余裕活用品型があります。それぞれ下記の施設で実施しています。

- ・一般型・・・私立保育所（令和元年度から）、私立認定こども園
- ・幼稚園型・・・私立幼稚園、私立認定こども園、公立認定こども園（令和2年度から）、公立幼稚園（3歳児は実施せず）
- ・余裕活用品型・・・小規模保育事業所

なお、公立保育所で行っていた一般型の一時預かり事業は、令和元年度から新たに開園した私立保育所にて同事業を行うことから、平成30年度をもって廃止しました。

(単位：人)

年間延べ 利用人数	平成30年度 (実績値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	41,053	42,000	42,500	42,500	42,500	42,500
供給量	41,600	42,500	43,000	43,000	43,000	43,000
(内訳)	一般型	1,105	1,100	1,200	1,200	1,200
	幼稚園型	39,476	40,900	41,300	41,300	41,300
	余裕活用品型	472	500	500	500	500

※内訳欄は、平成30年度は量の見込みに係る実績値の内訳を、令和2年度以降は供給量の内訳を表記しています。

(11) 病児（病後児）保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、病児又は病後児を看護師等が一時的に保育等する事業です。東金市では、平成24年度より病後児保育事業をりゅうクリニック「ちょこ丸」で実施しており、病気の回復期にあり、他の児童との集団生活が困難な児童を一時的に預かっています。通常の教育・保育施設が利用できないときの預け先として重要な事業となっていますが、常時利用する事業ではないため、供給量に比べて利用実績が少なくなっている状況です。

ニーズ調査の結果を見ると、事業の認知度は約70%あるものの、今後使いたいとの回答は約40%に留まりました。その理由として、「自分で看病したい」が約40%、「病後児を他人に看てもらうのは不安」が約25%ありました。一方、「サービスをよく知らない」（21%）、「利用方法が分からない」（14%）との理由を挙げた方もいたことから、今後は事業の内容や利用方法の一層のPRを図り、病後児保育を必要とする方がこの事業を利用しやすくなるような環境を整えていきます。

(単位：人)

年間延べ 利用人数	平成30年度 (実績値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	57	65	70	75	80	80
供給量	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040

(12) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を提供することを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

利用者数が減少傾向にあり、ニーズ調査の中で本事業を「知っていた」と答えた人は、就学前児童・小学生の保護者ともに4割未満となっています。今後は一層の事業の周知を図り、利用促進に努めます。

(単位：件)

年間延べ 活動件数	平成30年度 (実績値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	487	490	490	500	500	500
供給量	640	640	640	640	640	640

(13) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、必要に応じた医学的検査を医療機関に委託し、実施する事業です。

母子健康手帳交付時に妊婦健診の受診勧奨を行なうとともに、14回分の受診票を交付し、妊婦の経済的負担の軽減を図ります。

(単位：人)

年間延べ 利用人数	平成30年度 (実績値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,520	3,360	3,410	3,470	3,520	3,580

5 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

東金市では、幼保再編の方針として平成30年度末に策定した「東金市就学前児童施設の今後のあり方」の中で、①潜在的待機児童が生じている保育所と、施設定員の充足率が低下している幼稚園との間の需給の不均衡、②各小学校区で幼稚園・保育所の双方のニーズを充たせていないこと、③施設の老朽化が進んでいることの3点を就学前児童施設の課題として挙げています。

その課題を解決する方策として「公立幼稚園・保育所の認定こども園への転換」と「公立施設の民間移行」を掲げており、認定こども園への転換については令和2年度から第5保育所が福岡こども園として開園します。今後もこの方針に沿って、幼保連携型認定こども園への転換を本市の課題解決の手段として用いていくこととします。

ただ、すでにこの方針の策定にあたって前提とした就学前児童の数を大きく下回っている状況にあること、幼児教育・保育の無償化の影響が生じる可能性があることも考慮しつつ、幼児教育・保育のニーズの動向を踏まえながら、柔軟に対応していくこととします。

(2) 質の高い教育・保育提供の必要性に係る基本的考え方とその推進方策

「基本指針」の中で、子ども・子育て支援制度は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであり、国及び自治体はそれぞれの役割に応じて、教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上を図ることが必要とされています。

これを踏まえ、東金市では先に挙げたような教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の提供により、妊娠・出産期からの切れ目のない支援、保護者の負担や不安を和らげるための相談・情報提供等、地域のニーズに応じた総合的かつ質の高い子育て支援を行っていきます。

また、以下のような取り組みを通じて、質の確保及び向上を図っていきます。

- ① (4)に掲げる取り組みを推進し、幼稚園・保育所及び認定こども園と小学校との更なる連携に努めます。
- ② 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の合同研修を含めた研修の充実により、職員の資質の一層の向上を図ります。
- ③ 幼児教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う者（幼児教育アドバイザー）の配置について検討します。
- ④ 千葉県の保育士処遇改善事業を活用して、私立保育所、私立認定こども園及び小規模保育事業所の保育士の処遇改善を継続して行います。
- ⑤ 千葉県と協力しながら、教育・保育施設等に対する適切な指導監督、評価を実施します。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業との連携の推進

東金市における地域型保育事業については、小規模保育事業所を中心に0～2歳児の保育ニーズの受け皿が整備され、待機児童の解消に大きな役割を果たしています。

地域型保育事業を利用する子どもの3歳児以降の教育・保育の場が、保護者のニーズに応じて継続的に提供されることが必要になることから、「連携施設の確保に関するガイドライン」を策定することにより既存の小規模保育事業所が連携施設を自ら確保するにあたっての指針を示すことや、認可保育所への転換を考える小規模保育事業所への助言等、事業運営者の意向に応じた支援を行います。

(4) 幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携の推進

いわゆる「小1プロブレム」と呼ばれる現象が、全国的に課題として捉えられている中、子どもの発達と学びの連続性を確保するため、就学前児童施設と小学校との連携を図ることが求められています。また、平成30年度に施行された新しい幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえながら、小学校教育へと滑らかに接続していく必要性が示されています。

東金市では、これまでも就学前児童施設と小学校の教職員による合同研修の実施等により相互理解や情報交換の場を設けてきました。今後も合同研修等を実施して両者の連携を推進するとともに、「接続期のカリキュラム千葉県モデルプラン」等も参考に、就学前児童施設と小学校の間のさらなる円滑な接続に向けた取り組みを進めるように努めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等の利用料や、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料等を対象とした「子育てのための施設等利用給付制度」が創設されました。

本制度の運用について東金市では、「子育てのための施設等利用給付」の給付申請に際し、申請書の取りまとめ等にあたって各利用施設と連携することで保護者の利便性を図るとともに、施設や保護者の錯誤による過誤請求や支払いを防止し、併せて保護者への支払いとなる「償還払い」により、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、支給の回数については年4回程度とし、保護者の経済的負担と請求書等の書類作成の事務的負担とがともに少なくなるように、バランスを取りながら実施していきます。

また、認可外保育施設等の特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、千葉県に対し、施設の所在、運営状況、監査状況等の情報提供を行うとともに、立ち入り調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、千葉県との連携や情報共有を図りながら、施設の質の確保や向上について適切な取組を進めていきます。

第4章 計画の推進

1 推進体制

(1) 推進体制

保護者の子育ての不安を和らげ、子どもが健やかに育つことができる環境を充実させるため、子育て支援、教育、福祉、保健等の子ども・子育てに関連する本市の全ての部署や、就学前児童施設、学校等の関係機関が連携・協調しながら、この計画を推進していきます。

(2) 計画の進捗状況の点検・評価

この計画に位置付けられた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施状況については、定期的に東金市子ども・子育て会議へ報告し、その点検・評価を受けながら着実な推進を図ります。

また、子ども・子育てをめぐる社会情勢や東金市の状況、まちづくりの基本指針となる「東金市総合計画」での子ども・子育て施策の位置付け等を踏まえて、必要に応じて計画期間中における計画の見直しを図ります。

(3) 計画の周知

保護者はもとより、地域や事業者等の社会の様々な構成主体が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、それぞれの役割を果たすことが重要であることを踏まえ、ウェブページ等を活用しながらこの計画の内容について周知を図ります。

1 東金市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、東金市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験のある者

(3) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関する事業に従事する者

(4) 子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）

(5) 公募による市民

(6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部こども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 東金市子ども・子育て会議委員名簿

〔委員任期 令和元年8月1日～令和3年7月31日〕			
委員区分 ／条例第3条 第2項各号	選出母体（役職等）	委員	備考
第1号	東金市議会 （文教厚生常任委員会委員長）	相京 邦彦	
	東金市議会 （文教厚生常任委員会副委員長）	佐久間 治行	
第2号	城西国際大学 （福祉総合学部 准教授）	広瀬 美和	
	千葉学芸高等学校長 （学校法人高橋学園理事長）	高橋 邦夫	
第3号	市立幼稚園長 （公平幼稚園長）	市原 純子	
	市立保育所長 （第3保育所長）	齋藤 まり子	
	ユニヴァーサル雙葉学園 （園長）	三枝 めぐみ	
	ときがね幼稚園 （主任保育者）	松戸 美千代	
	小規模保育事業所代表 （小規模保育ぐるんぱ所長）	萩原 祐子	
第4号	子どもの保護者	田端 美代子	市立幼稚園 保護者
	子どもの保護者	横山 友和	市立保育所 保護者
	子どもの保護者	屋比久 有希子	私立認定こども園 保護者
	子どもの保護者	芝田 智恵子	私立幼稚園 保護者
第5号	公募市民	石田 健太郎	
第6号	東金市教育委員会 （教育長職務代理者）	戸田 俊雄	

3 策定経過

年度	月 日	項 目	概 要
平成 30 年度	10月10日	平成30年度第1回 東金市子ども・子育て会議	ニーズ調査の実施方法、調査 票案等について審議
	11～12月	「東金市子ども・子育て支援に関 するニーズ調査」の実施	
	3月22日	平成30年度第2回 東金市子ども・子育て会議	ニーズ調査の結果について報 告、審議
令和 元 年度	9月26日	令和元年度第1回 東金市子ども・子育て会議	第2期事業計画の策定スケジ ュール等について
	12月13日	令和元年度第4回市議会定例会 文教厚生常任委員協議会	第2期事業計画の概要、策定 状況等についての報告
	1月30日	令和元年度第2回 東金市子ども・子育て会議	第2期事業計画案の審議
	2月～3月	パブリック・コメントの実施	2月13日から3月13日ま での30日間実施 コメント件数：0件
	3月24日	令和元年度第3回 東金市子ども・子育て会議	第2期事業計画最終案の審 議

4 前計画期間の教育・保育施設の利用状況

※施設名の下のカッコ内は令和元年の定員数。

【公立幼稚園】

		H27	H28	H29	H30	R 1
東金幼稚園 (170人)	園児数(人)	81	66	67	61	55
	充足率(%)	47.6	38.8	39.4	35.9	32.4
城西幼稚園 (100人)	園児数(人)	88	81	82	75	70
	充足率(%)	88.0	81.0	82.0	75.0	70.0
丘山幼稚園 (70人)	園児数(人)	20	18	25	22	23
	充足率(%)	28.6	25.7	35.7	31.4	32.9
正気幼稚園 (170人)	園児数(人)	117	123	111	99	97
	充足率(%)	68.8	72.4	65.3	58.2	57.1
公平幼稚園 (170人)	園児数(人)	131	141	143	166	157
	充足率(%)	77.1	82.9	84.1	97.6	92.4
源幼稚園 (70人)	園児数(人)	10	11	12	10	9
	充足率(%)	14.3	15.7	17.1	14.3	12.9
嶺南幼稚園 (170人)	園児数(人)	111	113	102	91	77
	充足率(%)	65.3	66.5	60.0	53.5	45.3
大和幼稚園 (100人)	園児数(人)	49	48	42	38	41
	充足率(%)	49.0	48.0	42.0	38.0	41.0
合計 (1,020人)	園児数(人)	607	601	584	562	529
	充足率(%)	59.5	58.9	57.3	55.1	51.9

【私立幼稚園】

		H27	H28	H29	H30	R 1
ときがね幼稚園 (70人)	園児数(人)	65	71	74	76	74
	充足率(%)	92.9	101.4	105.7	108.6	105.7

【私立認定こども園（幼稚園的利用）】

※H28までは定員100人

		H27	H28	H29	H30	R 1
ユニヴァーサル 雙葉学園 (102人)	園児数(人)	74	75	83	87	87
	充足率(%)	74.0	75.0	81.4	85.3	85.3

【公立保育所】

		H27	H28	H29	H30	R 1
第1保育所 (130人)	園児数(人)	118	116	120	120	108
	充足率(%)	90.8	89.2	92.3	92.3	83.1
第2保育所 (130人)	園児数(人)	136	132	125	120	104
	充足率(%)	104.6	101.5	96.2	92.3	80.0
第3保育所 (70人)	園児数(人)	74	72	63	63	60
	充足率(%)	105.7	102.9	90.0	90.0	85.7
第4保育所 (120人)	園児数(人)	102	93	99	99	90
	充足率(%)	85.0	77.5	82.5	82.5	75.0
第5保育所 (90人)	園児数(人)	71	63	72	63	66
	充足率(%)	78.9	70.0	80.0	70.0	73.3
合計 (540人)	園児数(人)	501	476	479	465	428
	充足率(%)	92.8	88.1	88.7	86.1	79.3

【私立保育所】

		H27	H28	H29	H30	R 1
八坂台はぐくみの森 保育園 (105人)	園児数(人)					47
	充足率(%)	令和元年度開園				44.8

【私立認定こども園(保育所的利用)】

※H28までは定員110人

私立認定こども園		H27	H28	H29	H30	R 1
ユニヴァーサル 雙葉学園 (140人)	園児数(人)	100	98	81	98	92
	充足率(%)	90.9	89.1	57.9	70.0	65.7

【小規模保育事業所】

※H27は定員72人、H28～30は定員129人

		H27	H28	H29	H30	R 1
小規模保育事業所 (7施設計133人)	園児数(人)	65	92	112	90	89
	充足率(%)	90.3	71.3	86.8	69.8	66.9

【幼稚園の利用・保育所的利用二一ズ別集計】

		H27	H28	H29	H30	R 1
幼稚園的利用 (1192人)	園児数(人)	746	747	741	725	690
	充足率(%)	62.7	62.8	62.2	60.8	57.9
保育所的利用 (918人)	園児数(人)	666	666	672	653	656
	充足率(%)	92.2	85.5	83.1	80.7	71.5

第2期東金市子ども・子育て支援事業計画

東金市 市民福祉部 こども課

令和2年3月